

# 建設副産物のリサイクルについて

---

令和7年6月19日

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課  
課長補佐 菅原 利幸

# 本日の内容

1. 建設リサイクルに関する法体系等
2. 建設副産物の再生利用
3. 建設リサイクル推進計画
4. 第五次循環型社会形成推進基本計画
5. 建設リサイクル推進施策検討小委員会
6. 令和6年度建設副産物実態調査

# 1. 建設リサイクルに関する法体系等

---

環境基本法（平成6年施行）

環境基本計画

循環型社会形成推進基本法（平成13年施行）

循環型社会形成推進基本計画

社会の物質循環の確保 天然資源の消費の抑制 環境負荷の低減

資源有効利用促進法（平成13年施行）

再生利用の推進

廃棄物処理法（昭和46年施行）

廃棄物の適正処理

プラスチック資源循環法（令和4年施行）

素材に着目した包括的な法制度

容器包装リサイクル法（平成12年施行）

容器包装の市町村による分別収集  
／製造・利用者による再商品化

家電リサイクル法（平成14年施行）

廃家電の小売店による引取／製造業者等による再商品化

建設リサイクル法（平成14年施行）

対象建設工事の受注者による  
建築物等の分別解体等／特定建設資材の再資源化等

食品リサイクル法（平成13年施行）

食品の製造・加工・販売業者による再生利用等

自動車リサイクル法（平成17年施行）

自動車製造業者等によるエアバッグ・シュレッダー  
ダストの再資源化、フロン類の破壊

小型家電リサイクル法（平成25年施行）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等  
の再資源化を促進

グリーン購入法（平成13年施行）

国が率先して再生品などの調達を推進

個別物品の特性  
に応じた  
リサイクル

○資源有効利用促進法は、①事業者のリサイクル対策の強化、②省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制、③製品からの部品等の再使用により、循環型経済システムの構築を目指すことを目的に、H13施行。

○10業種・69品目に対して、事業者には3Rの取組を求めている。

## ■政令により業種・品目を指定

①特定省資源化業種(副産物の発生抑制等)  
・鉄鋼業, 紙・パルプ製造業, 自動車製造業 等

②特定再利用業種(再生資源又は再生部品の利用)  
・建設業 土砂, コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊  
・紙製造業, ガラス容器製造業, 複写機製造業 等

③指定省資源化製品(原材料等の合理化, 長期間使用促進等)  
・自動車, 家電製品, パソコン 等

④指定再利用促進製品(再生資源又は再生部品の利用の促進)  
・自動車, パソコン, 模写機, 金属製家具 等

⑤指定表示製品(分別回収の促進のための表示)  
・スチール缶, アルミ缶, PETボトル 等

⑥指定再資源化製品(自主回収及び再資源化)  
・パソコン, 小形二次電池

⑦指定副産物(当該副産物の再生資源としての利用促進)  
・建設業 土砂, コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, 木材  
・電気業 石炭灰

※建設発生土の計画制度の強化として、政令で定める勧告・命令の対象事業者の年間施工金額50億円以上を25億円以上に引き下げ。〔R5.1.1施行〕

## ■省令における規定

○再生資源省令  
・再生資源の利用の原則, 利用用途, 現場内でのリサイクル, 責任者の配置等  
・再生資源利用計画の作成対象工事  
1. 土砂 500m<sup>3</sup>以上  
2. 砕石 500トン以上  
3. 加熱アスファルト混合物 200トン以上

○指定副産物省令  
・指定副産物の再生資源への利用促進の原則、利用促進における情報提供、再資源化施設への受入条件対応、責任者の配置等  
・再生資源利用促進計画の作成対象工事  
1. 建設発生土 500m<sup>3</sup>以上  
2. コンクリート塊  
アスファルト・コンクリート塊  
建設発生木材 } 200トン以上

※建設発生土の計画制度の強化として、①計画作成規模の拡大や発注者への報告、工事現場への掲示、②搬出先の事前確認や搬出後の受領書による確認等、③最終搬出先までの確認を規定する改正を実施。

〔① R5.1.1施行, ② R5.5.26施行, ③ R6.6.1施行〕

再生資源の  
現場での利用

指定副産物の  
現場からの搬出

○建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的にH14年施行。

○一定規模以上の工事に特定建設資材廃棄物の分別解体等・再資源化等を義務づけ。

## ■特定建設資材(4品目)【政令指定】

・現場で分別解体、再資源化等が義務づけられている資材

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1. コンクリート | 2. コンクリート及び鉄から成る建設資材 |
| 3. 木材*    | 4. アスファルト・コンクリート     |

(特定建設資材とは)

・資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要なものであり、かつ、再資源化が経済性の面において制約が著しくないもの

※木材は、再資源化施設までの距離が遠い場合、経済性の面で制約があることより、再資源化に代えて縮減(焼却・脱水・圧縮等)することで足りる「指定建設資材廃棄物」として指定されている。

## ■対象建設工事(一定規模以上の工事)【政令指定】

・特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等が義務づけられる工事の規模

1. 建築物解体 ⇒ 延床面積80m<sup>2</sup>以上
2. 建築物新築・増築 ⇒ 延床面積500m<sup>2</sup>以上
3. 建築物修繕・模様替等 ⇒ 請負代金1億円以上
4. その他工作物(土木工事等) ⇒ 請負代金500万円以上

(再資源化とは)

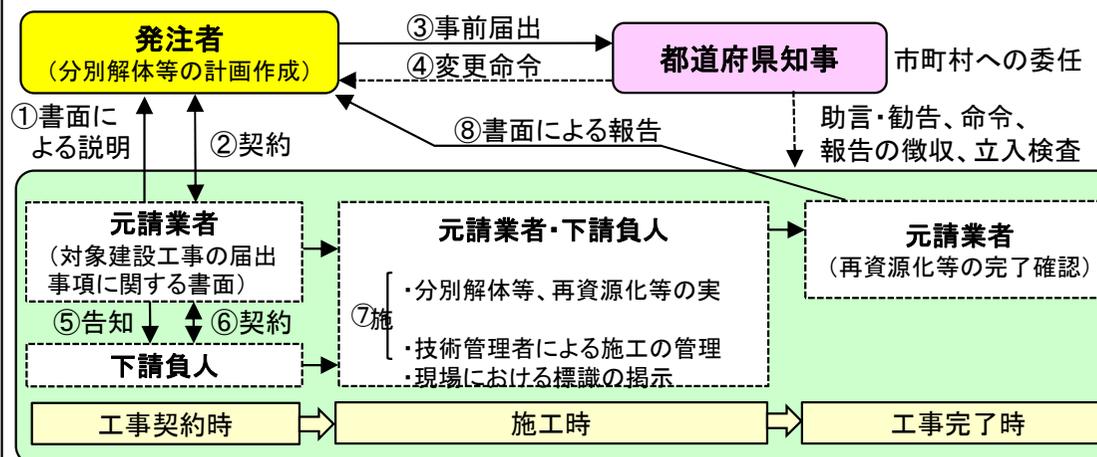
・資材又は原材料として利用できる状態にする行為もしくは燃焼による熱エネルギーを得ることに利用できる状態にする行為

## ■解体工事業の登録制度

- [対象] 請負金額500万円未満の解体工事のみを請け負う業者  
(建設業許可業者[土木、建築、解体工事]は登録不要)
- [登録権者] 都道府県知事(登録有効期間5年間)
- [登録基準] 技術管理者\*の選任、欠格要件への非該当
- [営業義務] 工事現場への技術管理者の配置
- [監督処分] 6ヶ月以内の事業停止/登録取消

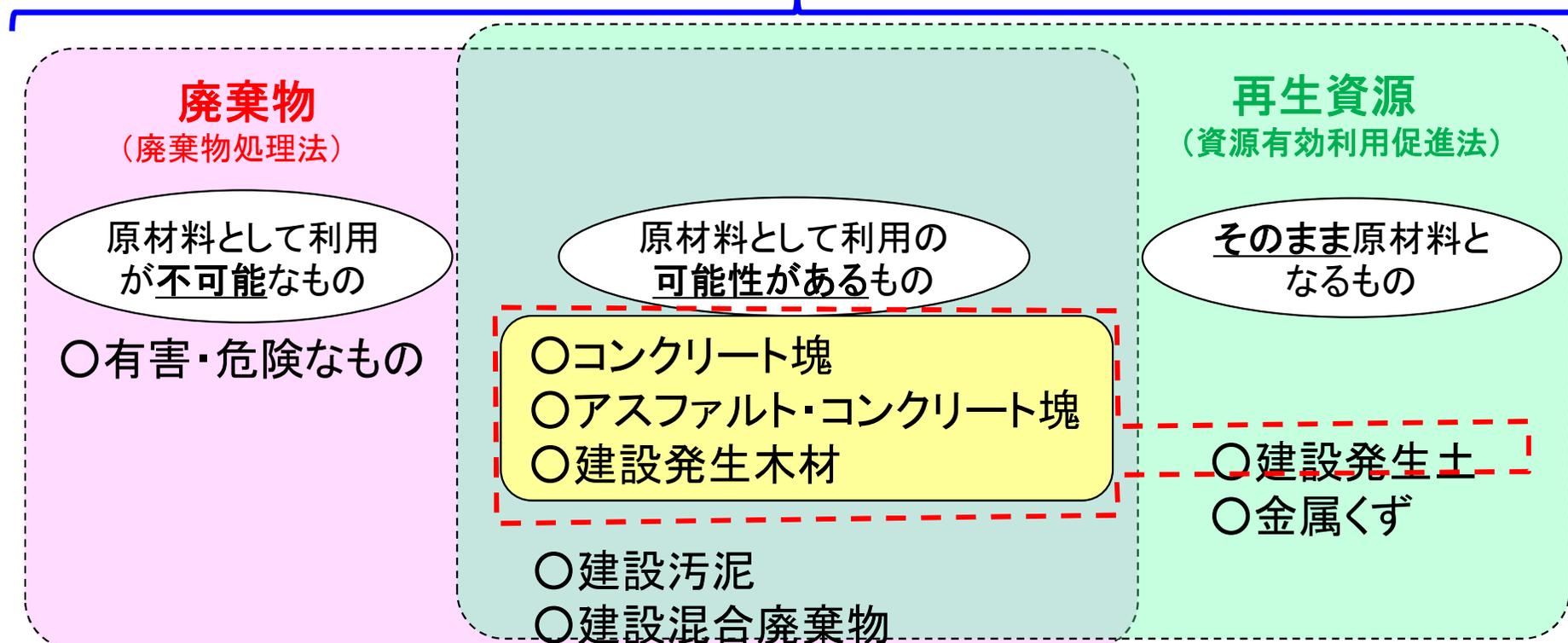
※技術管理者の要件は、実務経験と機械・土木・建築施工管理技士、解体工事施工技士などの有資格者

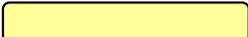
## ■分別解体等及び再資源化等の実施の流れ



- 建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる再生資源と廃棄物のこと。
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は、建設リサイクル法によりリサイクルを義務付けられた特定建設資材。
- また、上記3品目に土砂を加えた4品目は、発生量が多く、再生資源の利用が現状において可能なものとして、資源有効利用促進法の指定副産物に指定。

## 建設副産物



 : 建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付け

○国土交通省では、1991（H3）年度、リサイクル原則化ルールを制定し、国直轄工事において建設廃棄物の再生利用等を推進するとともに、地方公共団体や建設業団体等にも参考送付し、建設分野における建設リサイクルの取組を推進。

## リサイクル原則化ルール(H18.6)(抜粋)

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

### (1) 建設副産物の工事現場からの搬出

#### 1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

#### 2) 建設発生木材(伐木・除根材を含む)の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

### 3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

- ①建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する(搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る)
- ②他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する
- ③製品化させる(建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる)ため、再資源化施設に搬出する

### 4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する

### (2) 再生資源の利用

#### 1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

#### 2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

#### 3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

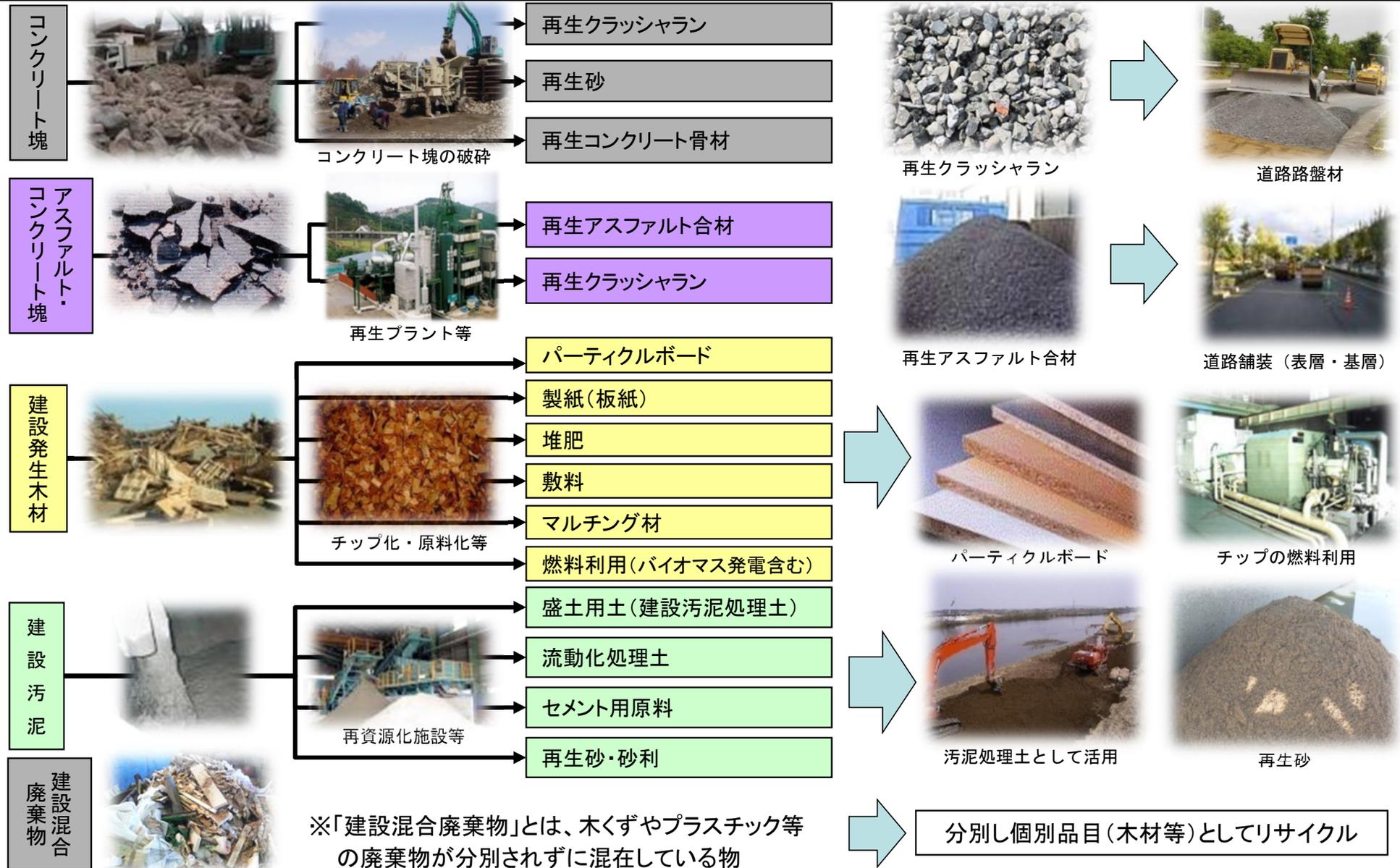
- ・ 都道府県・政令指定都市のうち、約半数がリサイクル原則化ルールを適用しており、残りの約半数は独自のルールを策定して運用。(令和6年2月国土交通省調べ)

## 2. 建設副産物の再生利用

---

# 建設廃棄物リサイクルのながれ

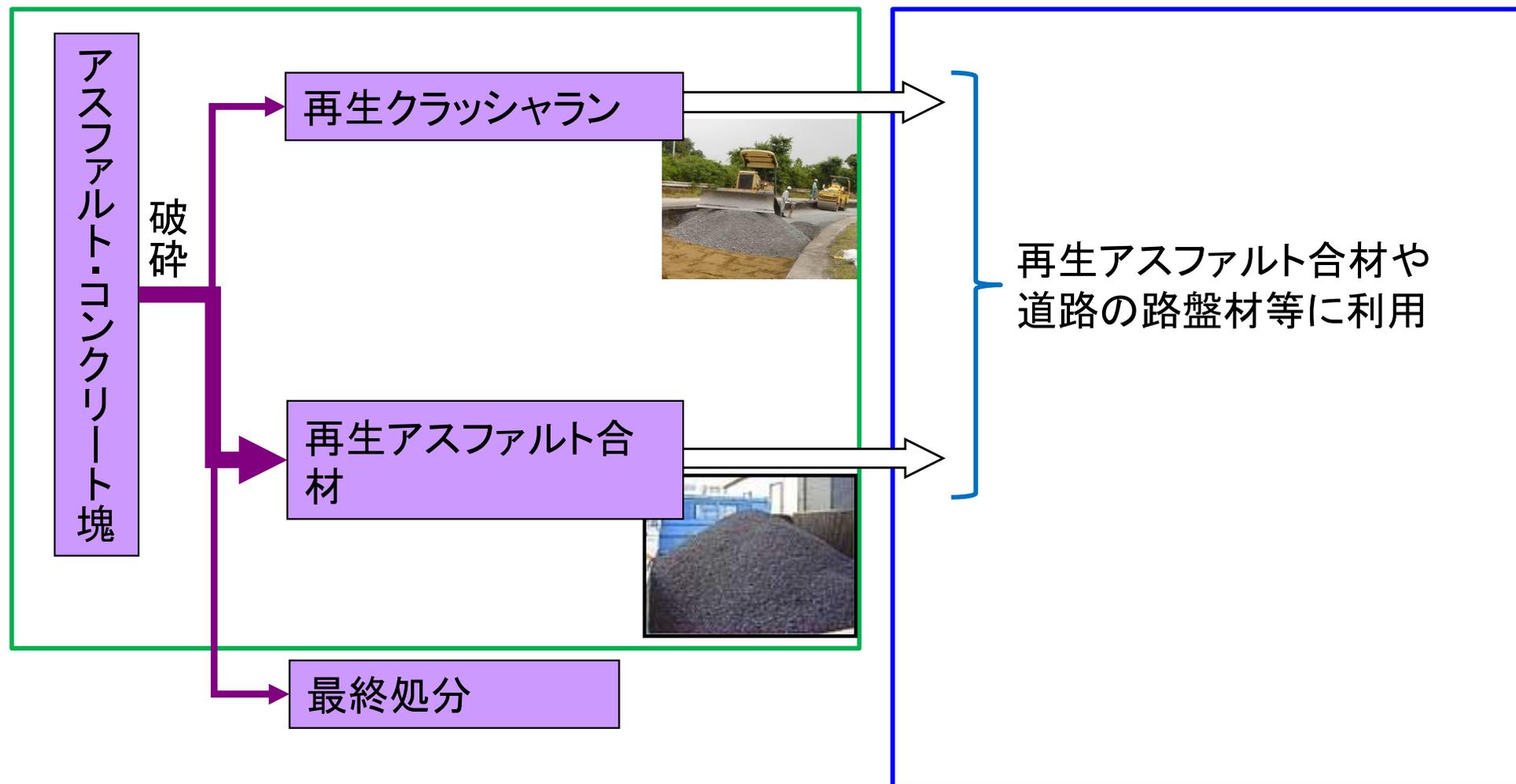
○建設廃棄物は、品目毎に様々な資材に再資源化されリサイクルされている。



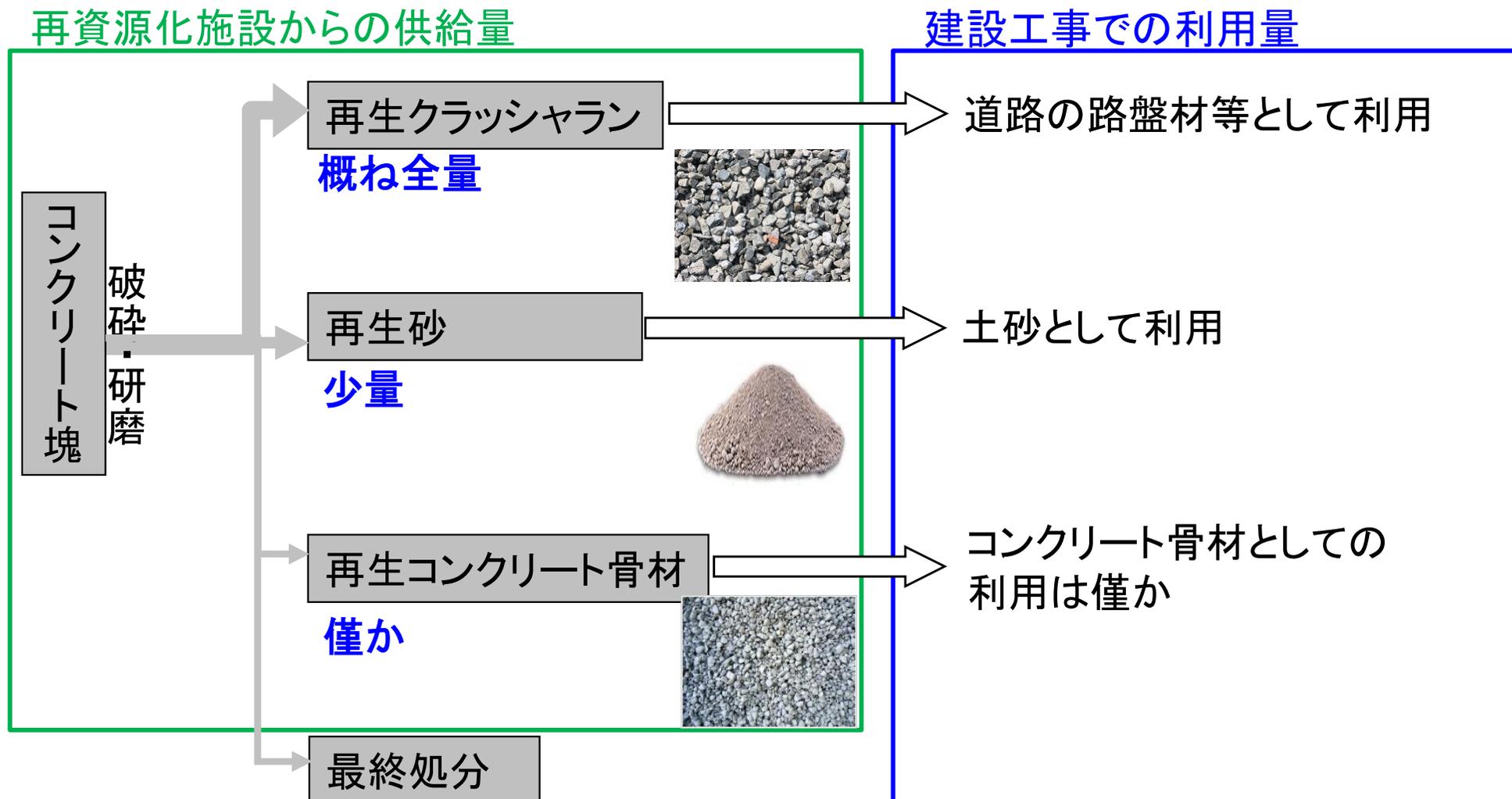
○アスファルト・コンクリート塊は、再生アスファルト合材用骨材、再生クラッシュランとして再資源化され、再生アスファルト合材、道路の路盤材等に利用。

## 再資源化施設からの供給

## 建設工事での利用



○コンクリート塊は、再生クラッシュランとして概ね全量が再資源化され、道路の路盤材等として利用。コンクリート骨材として再生・利用される量はわずか。



### 3. 建設リサイクル推進計画

---

○建設リサイクル推進計画は、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画。

1997

【社会的背景】建設副産物の再資源化の低迷・最終処分量の逼迫・不法投棄量の増大

●建設リサイクル推進計画97（1997策定、数値目標年度2000）

2002

【社会的背景】建設リサイクル法制定・グリーン購入法制定・循環型社会形成推進基本法制定

●建設リサイクル推進計画2002（2002策定、数値目標年度2005）

2008

【社会的背景】21世紀環境立国戦略策定・循環型社会形成推進基本計画策定・リサイクルの質の観点の強化

●建設リサイクル推進計画2008（2008策定、数値目標年度2012）

2014

【社会的背景】オリパラ関連工事の本格化、維持管理・更新時代に伴う建設副産物の発生量の増加

●建設リサイクル推進計画2014（2014策定、数値目標年度2018）

2020

【社会的背景】建設業の生産性向上、i-Construction、国土交通省生産性向上プロジェクト、廃プラスチック問題、激甚化する台風等の豪雨災害等

●建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～  
2020(R2)策定、数値目標年度2024

- 維持・安定期にある建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- 計画期間を10年とする一方、建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、今後5年間を目途に施策を実施し、適宜フォローアップを実施。

## 計画のポイント

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- ・建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進

## 計画の実施主体

- ・国土交通省、各地方建設副産物対策連絡協議会、建設副産物リサイクル広報推進会議 他

## 計画期間・目標

- ・計画期間：最大10年間。必要に応じて見直し。
- ・目 標：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を実施。

- 建設リサイクル推進計画2020では建設リサイクル全般について、3つの主要課題を整理。
- それらの主要課題に対して、11の柱立ての元で29施策を展開し、建設リサイクルを推進。

## 主要課題(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

- |                         |       |   |
|-------------------------|-------|---|
| 1 再生資材の利用促進             | (3施策) | } |
| 2 優良な再資源化施設への搬出         | (2施策) |   |
| 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み | (3施策) |   |
| 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 | (3施策) |   |

## 主要課題(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

- |                             |       |   |       |
|-----------------------------|-------|---|-------|
| 1 再生資材の利用促進【再掲】             |       | } | 計29施策 |
| 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】 |       |   |       |
| 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み  | (5施策) |   |       |
| 6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握     | (1施策) |   |       |
| 7 激甚化する災害への対応               | (1施策) |   |       |

## 主要課題(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

- |                                    |       |   |
|------------------------------------|-------|---|
| 8 建設副産物のモニタリングの強化                  | (3施策) | } |
| 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用 | (1施策) |   |
| 10 工法の強化                           | (4施策) |   |
| 11 新技術活用促進                         | (3施策) |   |

## (1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

- 建設副産物の高い再資源化率及び循環型社会形成へさらに貢献していくため、4つの柱立てで取組を実施。
- 今後は利用側の指標を検討し、リサイクルの「質」を向上させるための取り組みの実施が必要。

### 取り組むべき施策

#### 1 再生資材の利用促進

- 再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討  
再生資材の利用状況を表す新たな指標について導入検討を行う。
- グリーン調達による再生資材の利用推進  
グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。
- 再生資材の品質基準及び保証方法の確立  
資材利用にかかわる関係者に対して、再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。

#### 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

- 建設混合廃棄物の現場分別の徹底  
建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、民間企業も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別の徹底を要請する。
- 廃石膏ボードの再生利用の促進  
廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生施設の利用促進を図る。  
再生石膏粉の有効利用に向けて、廃石膏ボードリサイクルの取り組みについて実施状況等を把握し情報共有を図る。
- 廃プラスチックの分別・リサイクルの促進  
廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施する。  
産業廃棄物処理業者と民間企業との連携を促進する。

#### 2 優良な再資源化施設への搬出

- 再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出促進  
建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率等が高いなど優良と考えられる再資源化施設への搬出を推進する。
- 再資源化施設への搬出徹底  
建設混合廃棄物、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、民間企業も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請する。

#### 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進

- 建設発生土の需給動向の把握  
事業発注前より工事間利用等の調整を行う。建設発生土に係る情報交換システムを活用し、建設発生土の搬出、搬入についてシステムへのデータ登録及び情報管理の徹底を行う。
- 官民有効利用マッチングシステムの利用  
建設発生土の官民有効利用マッチングシステムへの、民間企業も含めた受発注者の参画を一層働きかける。
- 建設発生土の不適切な取扱いへの対応  
建設発生土の処理等に関する情報の把握・共有を図る。  
工事発注に際して具体の搬出先を発注者が指定する指定処分の拡大に努める。

## (2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

- 維持管理・更新時代の到来等を踏まえ、良質な社会資本を整備し、中長期的な観点から排出抑制、再資源化施策に資する対策の実施が必要。
- また、近年激甚化し、頻発している災害への対応についても考えていくことが必要。

### 取り組むべき施策

#### 1 再生資材の利用促進【再掲】

#### 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

- 建設リサイクルガイドラインの改定  
事業の計画・設計段階において建設副産物の発生抑制に資する対策を具体的に検討出来るよう、建設リサイクルガイドラインの改定を検討。
- リサイクル原則化ルールの改定  
現行のリサイクル原則化ルールについて、距離制限や搬出先となる再資源化施設の指定等の観点から改定を検討。
- 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進  
「予防保全」への取り組みを進める。新技術の開発・導入等を促進することにより、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進。
- 住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進  
住宅の長寿命化を推進し、長期優良住宅の普及を図る。建築物等の履歴情報の整備を引き続き促進し、効率的な維持管理等に資する。
- 官庁施設の長寿命化に向けた取り組み  
官庁営繕事業において長寿命化改修を推進するなど、既存官庁施設の有効活用を図る。  
官庁施設情報管理システムの活用等による官庁施設の適正な保全を推進。

#### 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】

#### 6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

- 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握  
一部の地域で滞留が懸念される再生クラッシュラン及びクラッシュラン（新材）の利用状況や物流等を把握し、必要に応じて利用促進を図る。

#### 7 激甚化する災害への対応

- 災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進  
災害時に発生する土砂等について、災害発生後速やかに、各地方の協議会事務局が中心となり、協議会構成機関等と調整を行い、廃棄物について適切な再資源化・縮減及び再生資材の利活用を可能な限り行う。  
平時より、災害発生時における廃棄物の対応方法について検討し、協議会構成機関等と情報共有を行う。

## (3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

- ICT技術の活用等によるモニタリングや建設副産物に係るトレーサビリティの強化により効率的な状況把握を実施し、建設リサイクル分野の生産性向上を目指す。
- 建設業関係者に、建設リサイクルに係る取組の積極的な広報を展開していく。

### 取り組むべき施策

#### 8 建設副産物のモニタリングの強化

- 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携  
建設副産物に係る情報交換システムの改善、再生資源利用計画書・実施書及びマニフェスト届出情報の活用により、毎年の建設副産物物流のモニタリングを実施。
- 建設副産物に係る情報交換システムの改善  
建設副産物に係る情報交換システムの改善を促進し、モニタリングを強化。
- 電子マニフェストの普及

#### 10 広報の強化

- 建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み  
建設汚泥、再生クラッシュランの官民における利用等を促進するため、先進的な利用事例やその品質確保方法を収集し、広く周知する。
- 建設発生土の有効利用に関する取り組み  
建設発生土の官民有効利用マッチングシステム及びシステムの利用事例を広く周知する。自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱い、評価手法について普及促進を図る。
- 解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み
- 関係者と連携した取り組み

#### 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

- 建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用  
ICT技術を活用し、発生元から搬出先までの経路を正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。

#### 11 新技術活用促進

- 建設発生木材のカスケード利用の促進
- NETISの活用  
NETISの活用を通じ、再生資材に関する技術等の建設リサイクル分野における新技術の活用を促進することにより、民間事業者等による技術開発の促進を図る。
- 試験研究に対する取り組み

## フォローアップ

- 2～3年毎に、中間フォローアップを実施。
- 直近10年での再資源化率や建設副産物に係る情報交換システムを用いた簡易調査の結果等の状況を踏まえ、重点的にフォローアップする項目を選別。
- 中間フォローアップの結果や社会情勢の変化に鑑み、推進計画の期間や方向性、実施すべき施策について、必要に応じて計画を一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定。

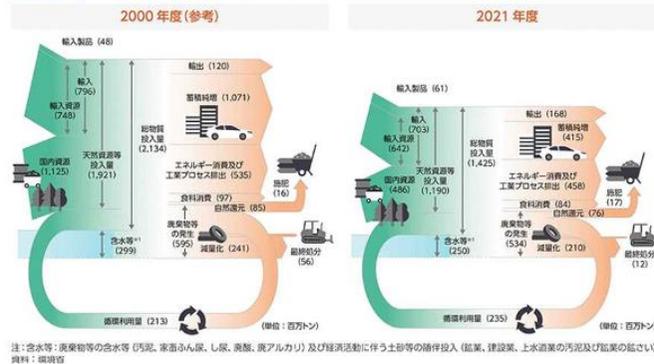
## 4. 第五次循環型社会形成推進基本計画

---

- 循環型社会形成推進基本計画(循環計画)は、循環型社会形成推進基本法(2000年制定)に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。
- 循環経済への移行を推進する「第五次循環型社会形成推進基本計画」が令和6年8月2日に閣議決定。

経済・社会面に着目した施策の展開

図3-1-1 我が国における物質フロー(2021年度)



## 今回の計画(第五次計画)

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

## 第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

## 第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

## 第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

## 第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定  
物質フロー※の考え方の導入

環境面に着目した施策の展開

- 「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、5つの柱を掲げている。
- その実現に向けて国が講ずべき施策として、建設リサイクル分野においては、水平リサイクルの推進、需要拡大の取組を推進、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理の推進を位置付け。

## 計画の構成



循環型社会の全体像に関する指標及び取組の進展に関する指標を設定

## 5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

## 【本文（抜粋）】

循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の**再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進**やCO2 排出抑制等のリサイクルの質の向上や**需要拡大のための取組を推進**する。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進する。

○循環経済への移行の取組を具体化した「循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化パッケージ」が令和6年12月27日に会議決定。

## 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化パッケージ(案)概要

<p><b>地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現</b></p> <p><b>地域の再生可能資源の徹底活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有や地域への実装支援【経産、環境】 ※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設</li> <li>レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】</li> <li>食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】</li> <li>新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】</li> <li>廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進【環境】</li> <li>資源循環に資する「地域生活圏」の形成【国交】</li> </ul> <p><b>農山漁村のバイオマス資源の徹底活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】</li> <li>中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】</li> </ul> <p><b>資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】</li> <li>長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】</li> </ul> <p><b>循環経済型ビジネスの拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等<sup>※</sup>の支援【環境、経産】 ※新たな売り方(リメイク、アップサイクル、シェアリング等)の促進、電子的なプラットフォームの活用(eコマース等)など</li> <li>大阪万博での「日本版CE」の発信【経産、環境】</li> </ul>	<p><b>国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築</b></p> <p><b>資源循環を促進する制度的対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築</li> <li>太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築</li> </ul> <p><b>製造業と廃棄物処理・リサイクル業(資源循環業)の連携強化による再生材供給拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】</li> <li>資源循環分野における外国人材確保【環境】</li> <li>自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成【環境、経産】</li> <li>事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援【経産、環境】</li> </ul> <p><b>高度な再資源化技術・設備に対する投資促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】</li> <li>環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援【経産】</li> <li>バイオものづくりの社会実装に向けた支援【経産】</li> <li>持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進【経産、国交、環境】</li> <li>廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する新たな循環産業の創出【環境】</li> </ul> <p><b>我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF・S事業(全国12カ所)実装、国交】</li> <li>不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制</li> <li>ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【経産、環境】</li> <li>アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物イノベーション、国交】</li> </ul>
<p><b>資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム(GCP)等の国際ルール形成を主導【環境】</li> <li>政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援【環境】</li> </ul>	

■全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、新たな成長を生み出す。  
→循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大  
→全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた地方創生、質の高い暮らしの実現

■循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

※循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化パッケージ 概要集より抜粋

### 【本文(抜粋)】

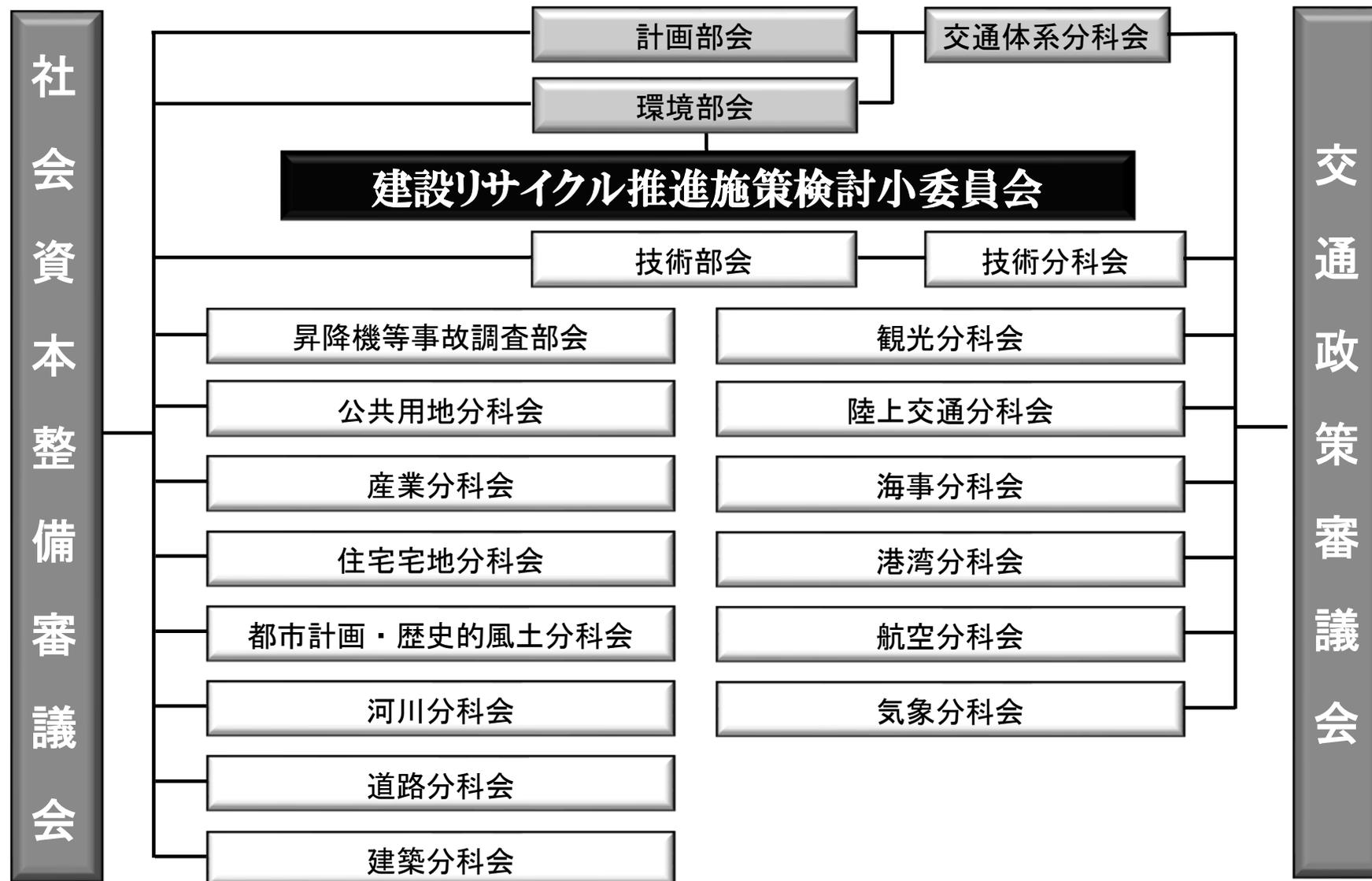
●建設リサイクルの高度化  
建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO2 排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進するとともに、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進する。

- (施策例)
- 再生コンクリート骨材等の利用拡大(国交省)
  - 建設発生土の相互有効利用のマッチング強化(国交省)

## 5. 建設リサイクル推進施策検討小委員会

---

○建設リサイクルや建設副産物の適正処理等を推進するための方策を検討するため社会資本整備審議会・交通政策審議会それぞれの下部組織として「建設リサイクル推進施策検討小委員会」が設置されている。



令和6年	3月28日	<p><b>第16回 建設リサイクル推進施策検討小委員会（第1回）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会情勢を踏まえた今後の論点</li> <li>・ 令和6年度建設副産物実態調査</li> </ul> <p style="text-align: right;">※現地視察会(6月6日開催)</p>
		
		
	7月2日	<p><b>第17回 建設リサイクル推進施策検討小委員会(第2回)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体からのヒアリング</li> <li>・ 建設リサイクルの「質」の向上に関する論点の整理(案) 等</li> </ul>
		
令和7年	1月29日	<p><b>第18回 建設リサイクル推進施策検討小委員会(第3回)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係自治体からのヒアリング</li> <li>・ 建設リサイクル施策に関する検討 等</li> </ul>
		
		
		
		
	4月21日 (本日)	<p><b>第19回 建設リサイクル推進施策検討小委員会(第4回)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期に取り組むべき施策について</li> <li>・ 提言 中間取りまとめ(素案) 等</li> </ul>
		
	上半期	<p><b>第〇回 建設リサイクル推進施策検討小委員会(第〇回)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言 中間取りまとめ(案)</li> </ul>

# 5. 建設リサイクル推進施策検討小委員会

---

## ・中間取りまとめ(素案)の概要

(概要)グリーン社会の実現に向けた建設リサイクルの推進 提言 中間とりまとめ(素案)

建設リサイクル推進計画2020 ~「質」を重視するリサイクルへ~  
(令和2年9月)

1. 建設リサイクルを取り巻く最近の社会情勢

(1)盛土等に関する最近の動向

- ・静岡県熱海市で発生した土石流災害
- ・盛土規制法施行
- ・新たな制度等の創設

(2)グリーン社会の実現に向けた動き

- ・国土交通省環境行動計画
- ・第五次循環型社会形成推進基本計画

(3)「予防保全型」のインフラメンテナンスによる建設廃棄物の発生抑制

- ・インフラの老朽化

(4)自然災害の頻発・激甚化

- ・令和6年能登半島地震

(5)インフラ分野におけるDXの推進

- ・i-Construction 2.0

2. 建設リサイクル推進の方向性と取り組むべき施策

(1)目指す方向性

- 1)グリーン社会の実現
- 2)インフラの長寿命化等による廃棄物の発生抑制
- 3)自然災害の頻発・激甚化への対応
- 4)インフラ分野におけるDXの推進

(2)個別品目毎の現状と具体的な施策

1)建設発生土

有効利用率は79.8%

- ・官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化
- ・システム利用者の増加
- ・土質、土工等の確認・調整を行う制度構築
- ・ストックヤード等を活用した更なる相互有効利用のマッチング強化
- ・工事間利用における土質改良プラント・ストックヤード活用の明確化

2)アスファルト・コンクリート塊

「再生砕石」として再資源化されている割合が23%

- ・より付加価値の高い「再生As合材」への水平リサイクルの促進

3)コンクリート塊

コンクリート骨材として再生・利用される量はわずか

- ・(再生)クラッシュランの利用状況や物流等を把握し、必要に応じて利用促進
- ・技術的検証等を行ったうえで、再生骨材の利用拡大を検討

4)建設発生木材

約6割はサーマルリサイクル

- ・カスケード利用を促進

5)建設汚泥

約402万tが建設汚泥処理土として再資源化されている一方、建設工事における利用量は約73万t

- ・自ら利用(現場内利用、工事間利用)等の推進
- ・再資源化された建設汚泥処理土等の利用拡大策について検討

6)廃プラスチック

現場分別されて排出される廃プラスチックは約7割

- ・より一層の現場分別と再資源化推進のための取り組みを推進

7)建設混合廃棄物

再資源化・削減率は約71.2%

- ・分別可能な混入物の現場分別の徹底を促進

8)廃石膏ボード

再資源化率が約72%

- ・再利用の推進
- ・建設リサイクル法の特定建設資材の指定に向けての検討

3. 早期に取り組むべき具体の施策

(1)建設発生土の有効利用促進

- 再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、現場内・工事間利用等の有効利用を推進。

- ・「ヨブリス・プラス」の利用状況をフォローアップし更なるシステム利用者の増加について検討
- ・現場レベルで土質、土工等の確認・調整ができる体制について検討
- ・ストックヤード等を活用した更なる相互有効利用のマッチング強化について検討
- ・工事間利用における土質改良プラント・ストックヤード活用について検討

(2)建設廃棄物のリサイクル推進

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、需要拡大のための取り組みを推進していくとともに、需要を踏まえて水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。

- ・再生骨材コンクリートの供給エリア拡大策について検討
- ・再生骨材コンクリートMの用途拡大に向けた乾燥収縮の抑制対策について検討
- ・公共工事で技術的検証等を行った上で再生骨材の利用拡大策について検討
- ・基準等の記載事項を整理

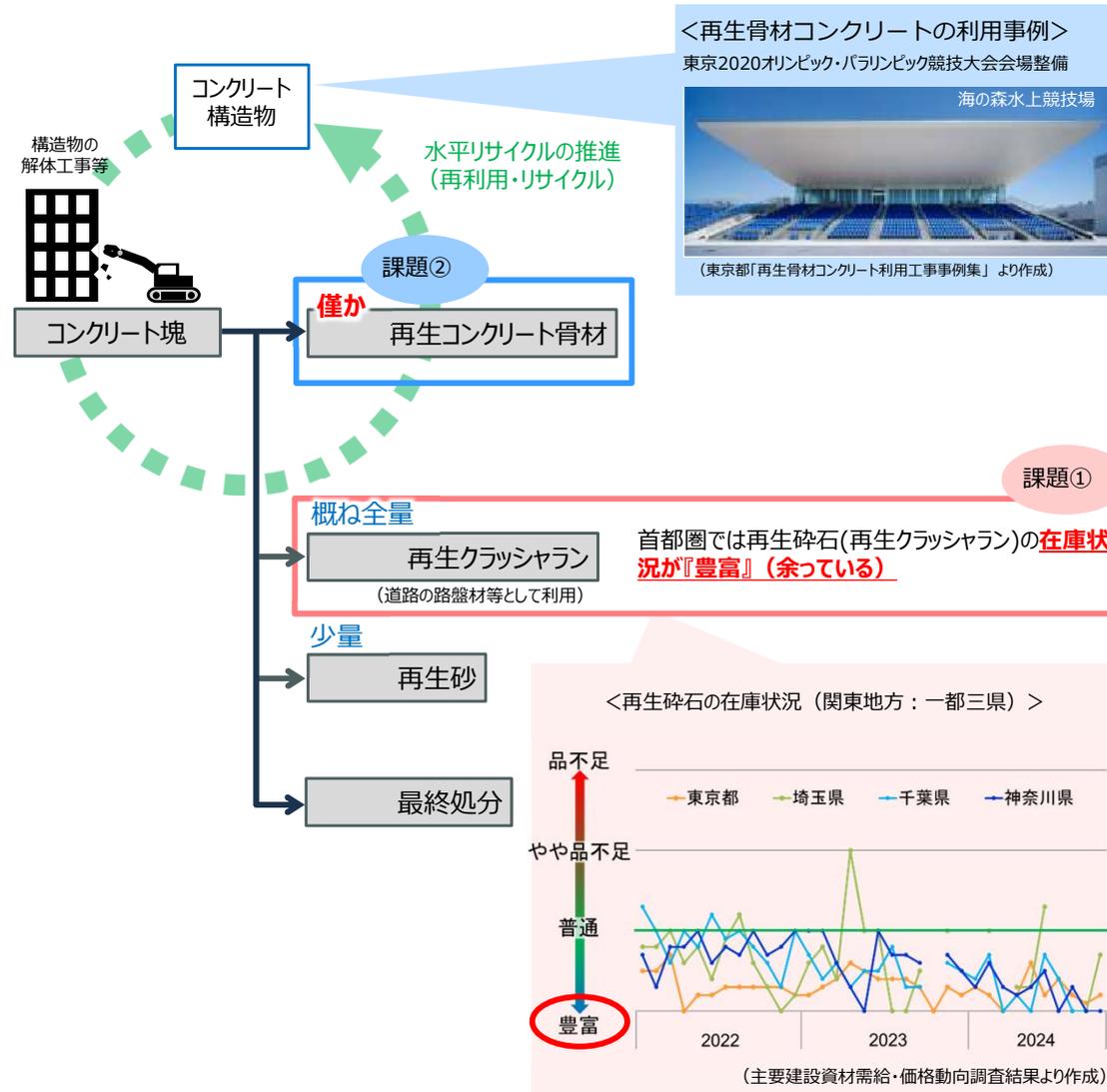
## 5. 建設リサイクル推進施策検討小委員会

---

- ・早期に取り組むべき施策について

コンクリート塊の再生利用の状況

- コンクリート塊は、再生クラッシュランとして概ね全量が再資源化され、道路の路盤材等として利用。コンクリート骨材として再生・利用される量はわずか。
- 再生砕石(再生クラッシュラン)の需給については、地域毎に差がみられるが、特に、首都圏では再生砕石が余っている。



コンクリート塊の搬出工事と搬出先(東京都)

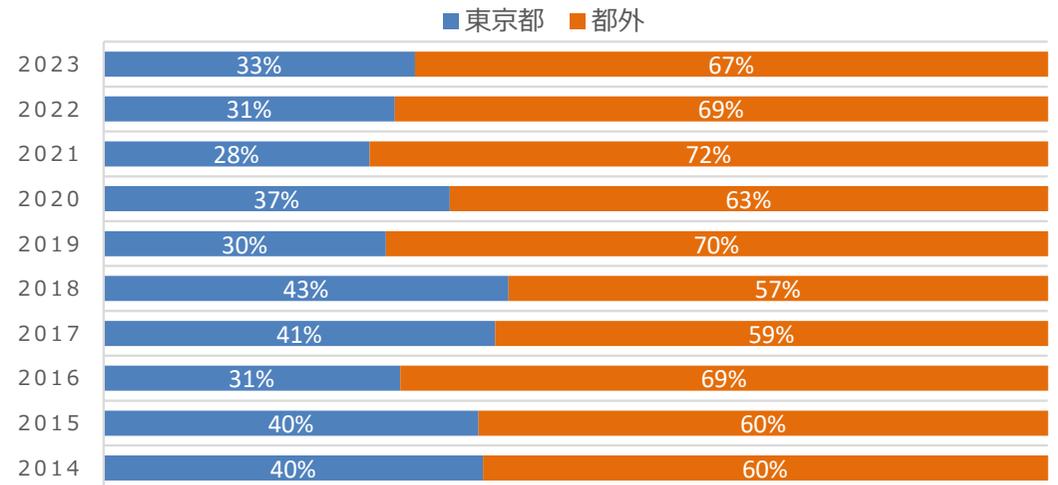
○ 東京都から搬出されるコンクリート塊は半数以上が都外に搬出されている。

《コンクリート塊の搬出実態調査(一般社団法人東京建設業協会(回答:8社))》

コンクリート塊 (単位:千t)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
東京都	461.9	535.5	346.2	493.7	319.9	301.4	327.8	386.3	380.3	349.3
都外	687.8	813.0	756.4	696.8	426.3	707.0	566.6	986.1	853.3	709.9
埼玉県	260.2	267.9	151.9	145.6	124.3	214.5	193.7	309.2	281.4	256.4
千葉県	340.5	471.8	533.6	457.8	245.0	448.9	335.8	594.2	482.2	390.7
神奈川県	77.9	63.8	60.6	55.3	44.6	39.0	31.0	80.5	79.6	41.9
茨城県	1.0	6.5	1.3	10.5	1.1	0.9	5.1	0.6	7.6	4.7
栃木県	5.3	2.6	6.5	1.8	4.5	2.0	0.8	0.6	1.1	10.4
群馬県	0.2	0.2	0.4	0.6	0.6	0.7	0.1	0.8	0.8	1.7
山梨県	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	1.8
静岡県	2.0	0.2	2.1	25.0	6.1	0.0	0.0	0.0	0.5	2.4
他	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,149.7	1,348.5	1,102.6	1,190.5	746.2	1,008.4	894.4	1,372.5	1,233.5	1,059.2

出典:一般社団法人東京建設業協会資料



出典:一般社団法人東京建設業協会資料より作成

○ 関係団体や自治体のヒアリングにおいて、コンクリート塊の再生材における需給バランスへの問題意識、再生骨材コンクリートの利用拡大等について意見あり。

#### 《関係団体からの意見》

- 建設リサイクル法で再資源化を義務付けられている品目のうち、特に再生資材の需給バランスの対策が必要とされているのはコンクリート塊である。
- 再生処理施設で、コンクリート塊の受入れは多いが、再生材としての搬出先が少ないため、再生材の置場が不足しコンクリート塊の受入れが出来ない。
- 建設工事において、埋戻し材と生コンクリートへの再生材利用が進めば需要の拡大に繋がると考えられる。
- 再生クラッシュラン(RC-40)の需給ギャップを埋めるため、再生コンクリート骨材への転換が必要
- 再生骨材コンクリートの公共工事での先導的利用を期待

#### 《関係自治体からの意見》

- CO塊などの発生が多い都市部の再生砕石の著しい低価格や地方部への出荷による地域的な圧迫が課題として業界他から挙げられている。
- 再生砕石の利用先等の多様化は長期的な視点で取組を続ける必要があるが、その間に少しでも地域による需給バランスを緩和するための短期的な取組も必要があると考える。
- コンクリート塊等から再生される再生砕石などの滞留が顕著化してきており、過年度より各関連業界から早期解決の要望を受けている状況。
- 再生骨材コンクリートなど再生材の利用用途の拡大や近隣県と連携した広域的な資源循環の実現に向けて取り組んでいるところであるが、国交省と連携して取り組むことでより早期かつ効率的に解決が図れると考える。

#### 検討の方向性

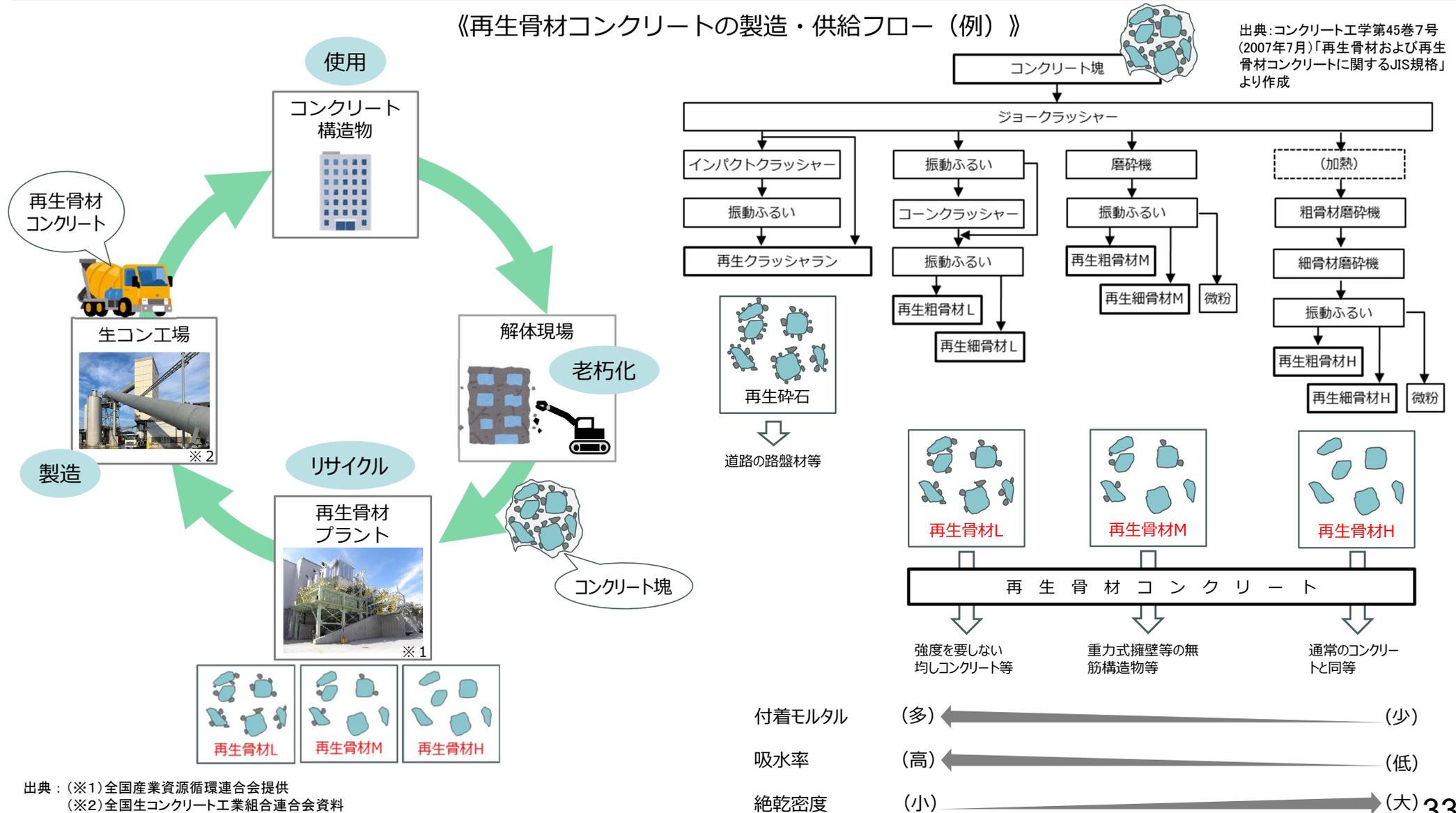
地域の需給等を踏まえ、再生クラッシュランの利用拡大の検討を実施

技術的検証等を行ったうえで、再生骨材の利用拡大の検討を実施

再生骨材、再生骨材コンクリートの製造・供給

- 「再生骨材」とは、コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を原料として、破砕・磨砕等の処理を行って製造するコンクリート用骨材のこと。
- 再生骨材には品質によって3種類(L,M,H)の規格にわけられている。

《再生骨材コンクリートの製造・供給フロー（例）》



出典: (※1) 全国産業資源循環連合会提供  
(※2) 全国生コンクリート工業組合連合会資料

## コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準

○ 土木工事において、再生骨材M及びLを利用するうえで参考とすべき事項、具体的な使用範囲の標準を示した、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」が平成28年3月にとりまとめられている。

国 官 技 第 379 号  
平 成 28 年 3 月 31 日

各地方整備局 企画部長  
北海道開発局 事業振興部長 } 殿

大臣官房技術調査課長  
(公印省略)

### コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について

コンクリート副産物の再生利用に関しては、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」(平成6年4月11日付け建設省技調発第88号)を通知しているところであるが、このたび「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」を別途のとおりとりまとめたので、通知する。

なお、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」(平成6年4月11日付け建設省技調発第88号)は廃止する。

コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊(以下、「コンクリート副産物」という。)の活用は、環境保全、資源の有効利用、処分場の逼迫などの事情から緊急に取り組むべき課題となっている。コンクリート副産物は、これまで再生路盤材として主に用いられてきたが、これに加えコンクリート用骨材として用いることも有効活用を図る上で必要となってきた。

コンクリート副産物の利用に関しては、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」として、平成6年4月11日に建設省技調発第88号が示されたところである。その後、再生骨材の品質および再生骨材を用いたコンクリート(以下、「再生骨材コンクリート」という。)の品質に関する規格が平成17~19年に日本工業規格として新たに定められたとともに、再生骨材及びこれを用いたコンクリートの製品認証に関する指針案が(公社)日本コンクリート工学会から示された。また平成24年には、再生骨材M、Lを用いたコンクリート(以下、それぞれ「再生骨材コンクリートM」、「再生骨材コンクリートL」という。)に関するJIS規格(JIS A 5022およびJIS A 5023)の改定が行われ、特に再生骨材コンクリートMについては、耐凍害品が設定されることになった。これらは、再生骨材を用いたコンクリートの品質に対する信頼性の向上に寄与するものと期待されることである。

一方で、再生骨材コンクリートMは乾燥収縮ひずみが、通常のコンクリートよりも大きくなる可能性があるため、JIS規格においても、その適用範囲についての記述がなされている。社会資本の基本をなす土木用コンクリート構造物については今後も一層の耐久性向上に努め、将来にわたって必要となる維持管理負担の軽減を図っていくことが重要である。従って、再生骨材コンクリートの特徴を十分に理解し、その品質に適合した用途にこれを用いることが必要である。

本品質基準は、このような背景に基づき、新たにコンクリート副産物の有効な活用方法として(1). 再生骨材コンクリート、(2). 路盤材、(3). 埋め戻し・裏込め材に分類し、再生骨材M及びLを利用するうえで参考とすべき事項についてとりまとめ、具体的な使用範囲の標準を示したものである。

なお、再生骨材のうち、再生骨材Hはすでに再生骨材としてJIS A 5021が制定されていて、通常のレディーミクストコンクリート(JIS A 5308)の使用材料にも含まれることから、JIS A 5021およびJIS A 5308に従うこととし、ここでは特に取り扱わないこととする。

再生骨材・再生骨材コンクリートの供給エリア

- 再生骨材を購入してレディーミクストコンクリートを製造する場合は、再生骨材コンクリートのJIS表示認定製品を製造する工場から選定することを原則としている。
- しかし、通常のコンクリートに比べ、再生骨材コンクリートのJIS表示認定製品を製造する工場は少なく、供給できるエリアは限られている。

1. 工場の選定

再生骨材コンクリートは、JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）から選定し、再生骨材コンクリート M については JIS A 5022、再生骨材コンクリート L については JIS A 5023 に適合するものを用いることを原則とする。

(解説)

現場打ちの再生骨材コンクリート M については JIS A 5022、現場打ちの再生骨材コンクリート L については JIS A 5023 に適合するものを使用することを原則とする。

再生骨材の製造のみを行う場合や、再生骨材を購入してレディーミクストコンクリートを製造する場合についても、再生骨材コンクリートの JIS 表示認定製品を製造する工場から選定することを原則とする。

再生骨材を購入して、プレキャストコンクリート製品を製造する工場に関しては、JIS A 5364 に従って再生骨材 M を使用することを条件に、JIS A 5364 に適合するプレキャストコンクリート製品を製造する工場を選定することができる。

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準  
(平成28年3月31日付け国官技第379号)(抜粋)

《通常の生コンクリート工場》  
(2024年6月末現在)

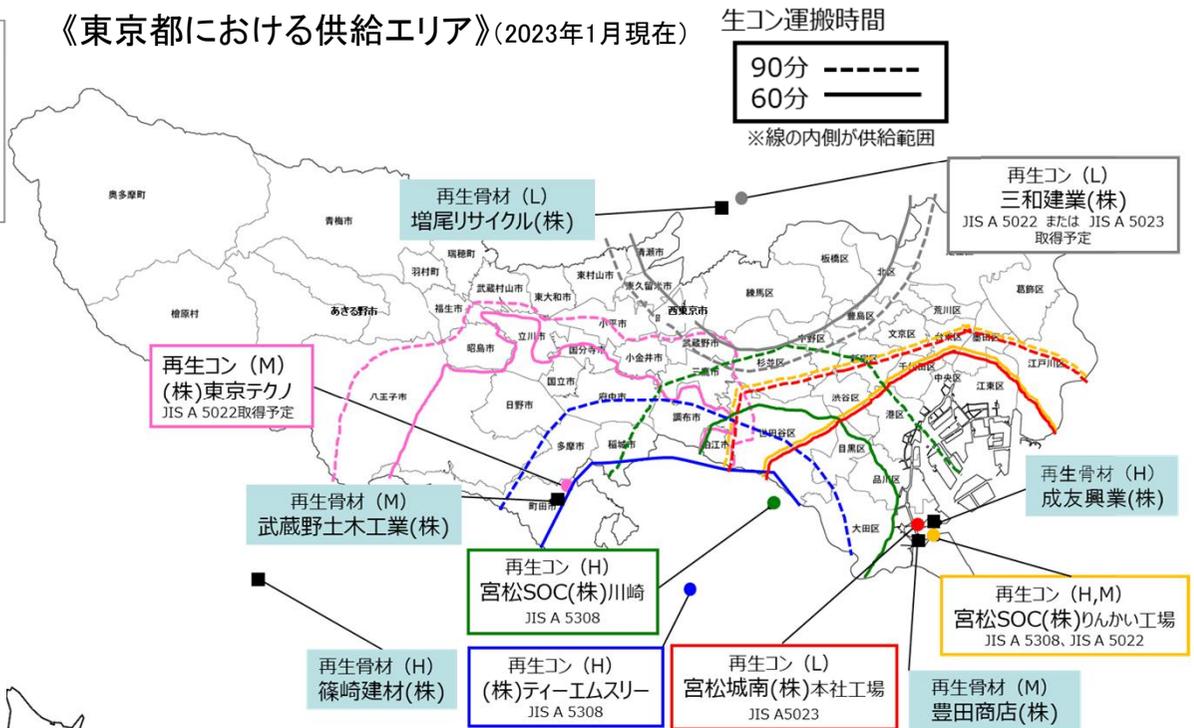
全国:3,031工場  
(内、JIS工場:2,716工場)

出典:全国生コンクリート工業組合連合会

● 再生骨材コンクリートの製造工場 (20社)  
(2023年9月現在)



《東京都における供給エリア》(2023年1月現在)



会社名	骨材
成友興業株式会社	再生骨材H
篠崎建材株式会社	
豊田商店株式会社	再生骨材M
武蔵野土木工業株式会社	
増尾リサイクル株式会社	再生骨材L

会社名	工場名	コンクリート
宮松エスオーシー株式会社	●りんかい工場	H, M
	●川崎工場	H
●宮松城南株式会社	本社工場	L
●株式会社東京テクノ		M
●三和建業株式会社		L
●株式会社ティーエムスリー		H

出典:再生骨材コンクリート普及連絡協議会広報資料(2023.10)より作成

再生骨材コンクリートの種類と用途

- 再生骨材の品質によって、それぞれ適した用途に使用される。
- 再生骨材コンクリートM,Lは、用途に制限があり、現場打ちの再生骨材コンクリートMの適用箇所は、乾燥収縮による影響を受けにくい部位とされている。

3. 再生骨材コンクリート M および再生骨材コンクリート L の適用の考え方

- a. 現場打ちの再生骨材コンクリート M の適用可能箇所については、JIS A 5022 に従って判断することとする。
- b. 現場打ちの再生骨材コンクリート L の適用可能箇所については、JIS A 5023 に従って判断することとする。
- c. JIS A 5022 の附属書 A に適合する再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品の適用可能箇所については、JIS A 5022、JIS A 5371 および JIS A 5372 に従って判断することとする。

(解説)

a.について 現場打ちの再生骨材コンクリート M の適用箇所は、JIS A 5022 に記載されているとおり、乾燥収縮による影響を受けにくい部位（ただし橋梁基礎は除く）とする。さらに、凍結融解作用を受ける部材に適用する場合は、凍結融解抵抗性をもつ耐凍害品を用いる。標準的な適用範囲を表 1 に、適用箇所の例を表 2 に示す。

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準(平成28年3月31日付け国官技第379号)(抜粋)

《参考：適用箇所の例》



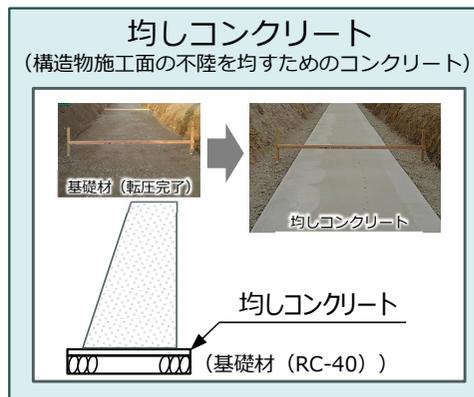
重力式擁壁

(再生骨材コンクリートM)

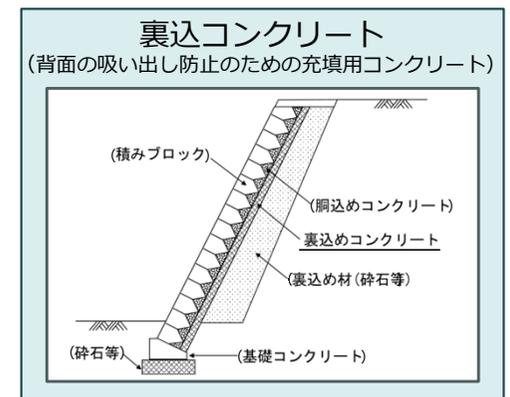


根固めコンクリート

(再生骨材コンクリートM)



(再生骨材コンクリートL)



(再生骨材コンクリートL)

表 1 再生骨材コンクリートの標準的な使用範囲 (現場打ちコンクリート)

再生骨材コンクリートの種類		再生骨材Mを用いたコンクリート		再生骨材Lを用いたコンクリート	
		1種	2種	1種	2種
1種:粗骨材のみに再生骨材を使用したコンクリート					
2種:粗骨材・細骨材双方に再生骨材を使用したコンクリート		1種	2種	1種	2種
構造体でない部位		○	○	○	○
構造体	無筋コンクリート部材	○ <sup>注1)</sup>	—	—	—
	鉄筋コンクリート部材	△ <sup>注2)</sup>	—	—	—
	乾燥収縮の影響あるいは塩害の影響を受けにくい部材	—	—	—	—
乾燥収縮の影響あるいは塩害の影響を受ける部材		—	—	—	—

注1) 凍結融解作用を受ける部材には耐凍害品を用いる。

注2) 凍結融解作用を受ける部材には耐凍害品を用いる。ただし、この用途については、再生骨材コンクリートについて JIS A 5022 もしくは JIS A 5023 に準拠するとともに第三者機関による再生骨材コンクリート及び再生骨材の品質に関する定期的な監査が実施されていることが前提となる。

再生骨材コンクリートの価格

○ 再生骨材コンクリートの価格は、通常のコンクリートに比べ同額以下である。

表 4. 一般社団法人再生骨材コンクリート普及連絡協議会の再生骨材コンクリート単価<sup>※1</sup>

再生骨材コンクリートの種類	単価
再生骨材コンクリート H の単価	<p>下記 2 誌の<u>生コン単価の平均と同額</u></p> <p>①月刊建設物価（一般財団法人建設物価調査会）</p> <p>②月刊積算資料（一般財団法人経済調査会）<sup>※2</sup></p>
再生骨材コンクリート M の単価	<p>上記再生骨材コンクリート <u>H の単価から</u></p> <p><u>100 円引いた額</u></p>
再生骨材コンクリート L の単価	<p>上記再生骨材コンクリート <u>H の単価から</u></p> <p><u>200 円引いた額</u></p>

※1：2023 年 1 月末ヒアリング時点

※2：『月刊積算資料』2023 年 5 月号掲載の価格は以下の通り（規格：21-18-20（25））。

東京（17 区）：18,200 円/m<sup>3</sup>、目黒・世田谷：16,600 円/m<sup>3</sup>、練馬・板橋：15,900 円/m<sup>3</sup>、

足立・葛飾：16,400 円/m<sup>3</sup>、八王子・府中：17,100 円/m<sup>3</sup>、立川：17,100 円/m<sup>3</sup>、

調布：17,100 円/m<sup>3</sup>、武蔵野：17,100 円/m<sup>3</sup>、町田：15,800 円/m<sup>3</sup>

（「東京（17 区）」とは、目黒区、世田谷区、練馬区、板橋区、足立区、葛飾区を除く 17 区です。）

出典：一般財団法人経済調査会発行 月刊積算資料 2023 年 5 月号

## 再生骨材コンクリートを利用した工事事例

### 《東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 会場整備》

会場名	使用量 (m <sup>3</sup> )	再生骨材コンクリートの種類	写真
武蔵野の森総合スポーツプラザ	157	L	①
有明アリーナ	1,758	L	
有明体操競技場	175	L	
有明テニスの森	450	L	
大井ホッケー競技場	307	L	
海の森水上競技場	48,776	H	②
カヌー・スラロームセンター	5,284	L、H	③
東京アクアティクスセンター	978	L	④



出典：東京都「持続可能性大会後報告書」(2021年12月)より作成

### 《再生骨材Mを用いたプレキャスト製品への適用事例》

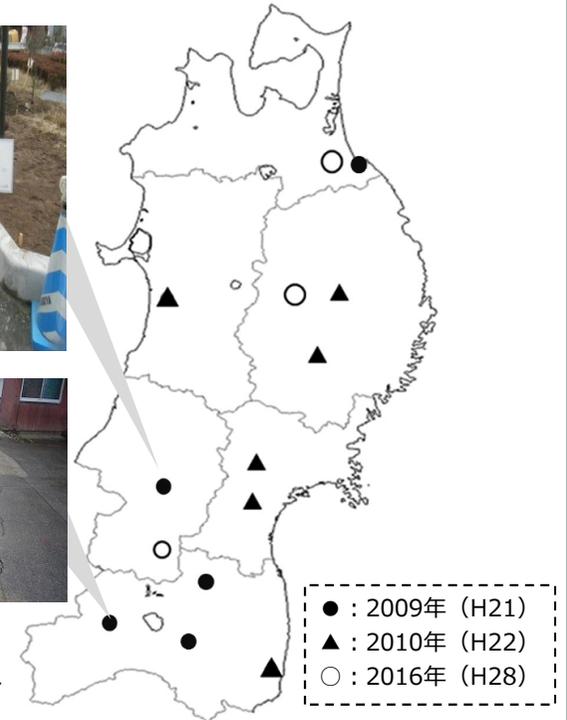
山形河川国道事務所管内

- ・施工延長：L=12m
- ・対象製品：L型側溝



郡山国道事務所管内

- ・施工延長：L=18m
- ・対象製品：U型側溝



出典：  
プレキャストコンクリートへの再生粗骨材Mの有効利用に係わるガイドライン(案)  
(令和3年6月)より作成

《再生骨材コンクリート製品敷設現場》

### 《民間工事での適用事例》



- ・所在地：横浜市港南区（共同住宅）
- ・適用部位：場所打ち杭、基礎スラブ他
- ・打設量：約1,000m<sup>3</sup>
- ・再生骨材コンクリートの種類：M



- ・所在地：東京都文京区（事務所）
- ・適用部位：基礎、基礎梁
- ・打設量：約120m<sup>3</sup>
- ・再生骨材コンクリートの種類：M

出典：一般社団法人日本建設業連合会「再生骨材コンクリートの普及促進に向けて  
—低炭素・循環型社会の構築への貢献—」より作成

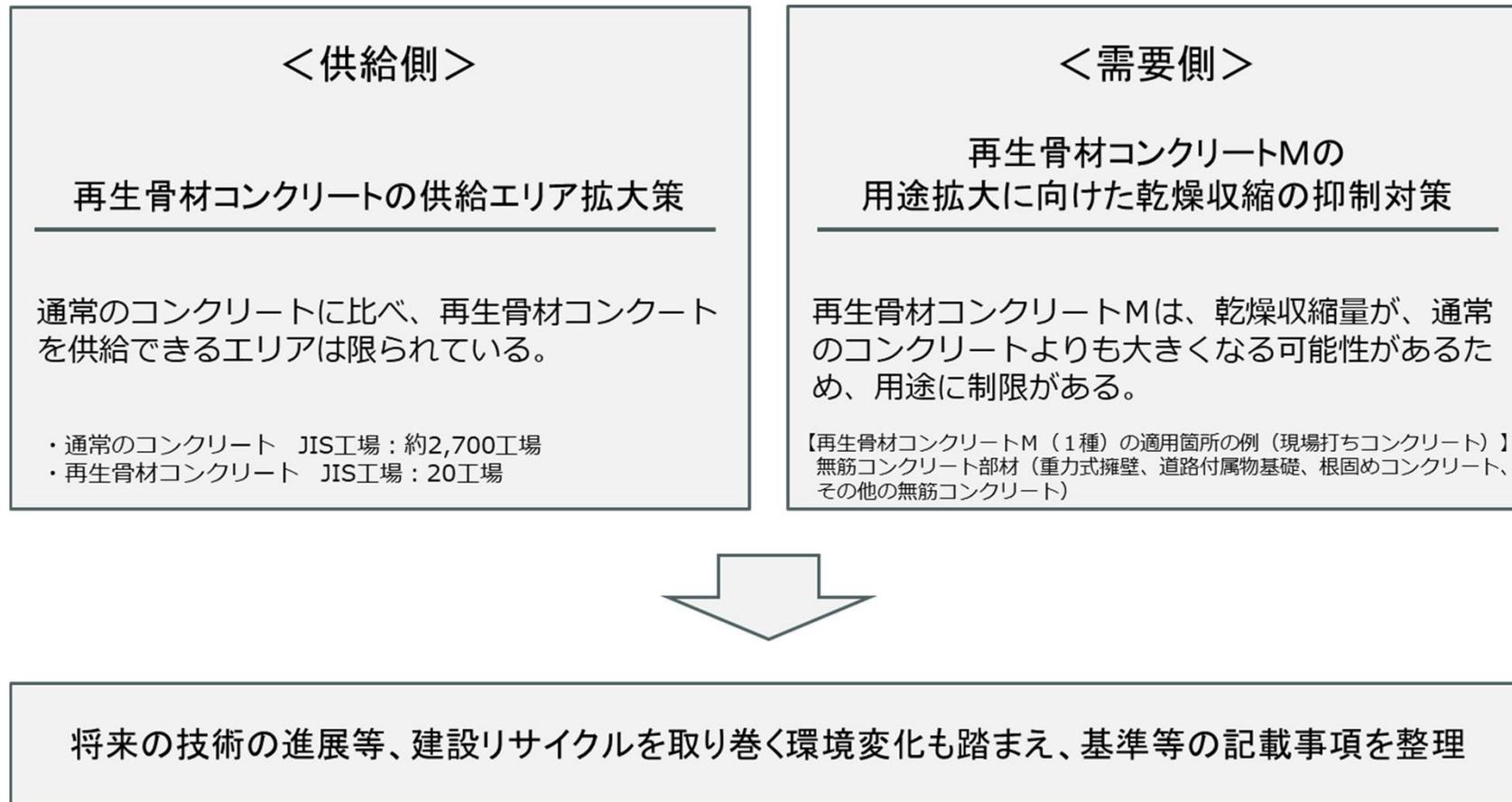
## ②建設廃棄物のリサイクル推進

### 再生コンクリート骨材等の利用用途拡大

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、需要拡大のための取組を推進していく。
- また、需要を踏まえて、水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。

#### 検討の方向性

技術的検証等を行ったうえで、再生骨材の利用拡大の検討を実施

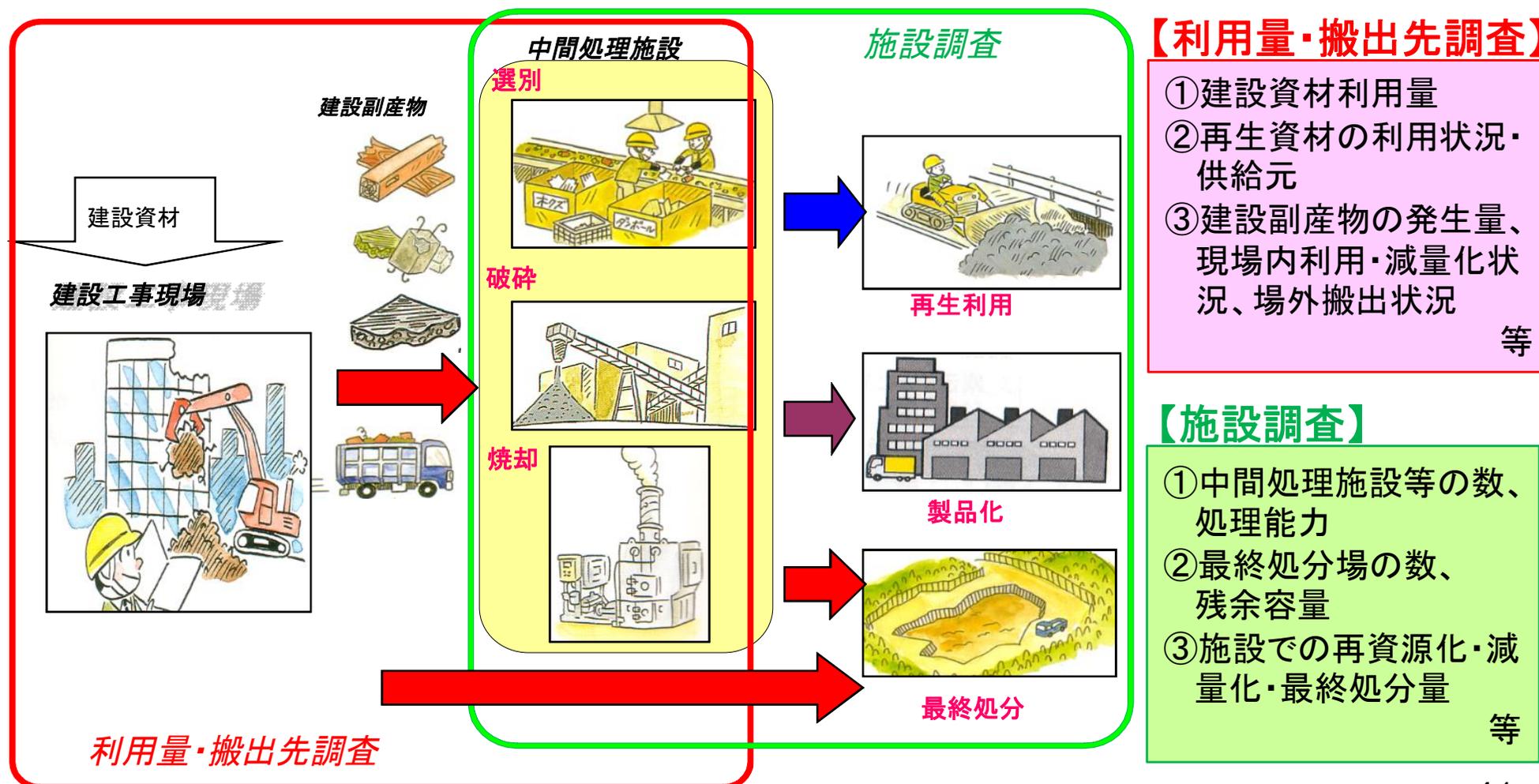


## 6. 令和6年度 建設副産物実態調査

---

○全国の建設工事や再資源化施設等を対象に、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向を把握する調査。

○結果は、建設リサイクル施策の立案及び進捗評価等に活用。



○今回調査では新たに、利用量・搬出先調査で、ストックヤード運営事業者登録制度の登録ストックヤードの活用状況や、施設調査で再生材の出荷量とストック量を把握するための項目を追加。

調査種類		調査対象	H30調査からの変更
利用量・搬出先調査	公共工事	請負金額100万円以上の工事	変更なし
	民間公益工事	請負金額100万円以上の工事	変更なし
	民間工事	① 調査対象年度に完成した「資源有効利用促進法」に定めた一定規模以上の工事 ② 調査対象年9月に完成した請負金額100万円以上の工事	変更なし
施設調査		① 建設発生土利用促進施設 (ストックヤード、土質改良プラント、受入地) ② 建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場 (建設混合廃棄物、がれき類、木くず、廃塩ビ管・継手、廃プラスチック、廃石膏ボード、建設汚泥、安定型・管理型最終処分場)	廃プラスチック処理施設の追加(建設工事から発生する廃プラスチックの処理状況を把握し、リサイクルを推進するため)

## 前回(2018年度)調査からの主な変更点

### ■利用量・搬出先調査

- ・建設発生土のストックヤード運営事業者登録制度による、登録ストックヤードの活用状況を把握
- ・再生資材(土砂以外)の供給元情報(住所、供給元 種類コード)を追加

### ■施設調査

- ・廃プラスチックの中間処理施設を調査対象に追加
- ・再生資材の出荷量とストック量を把握するための項目を追加

### ■その他

- ・紙帳票を廃止

- 利用量・搬出先調査は、公共工事、民間公益工事、民間工事を対象に調査を実施。
- 施設調査は、建設発生土利用促進施設、廃棄物の再資源化施設、最終処分場に調査を実施。

## 「利用量・搬出先調査」

区分		調査対象工事
公共工事	国土交通省直轄	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事
	農林水産省直轄 その他の国の機関	地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事
	特殊法人等	国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事
	都道府県・政令市	都道府県及びその外郭団体の発注工事
	市区町村 (政令市除く)	東京23区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注工事
民間公益工事 (電力、ガス、電気通信、JR、大手私鉄各社)		各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、JR、大手私鉄各社の発注工事
民間工事 (民間公益工事除く)		日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全国解体工事業団体連合会加盟の都府県解体業協会、全国工務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事（個人発注も含む）

## 「施設調査」

調査対象施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土利用促進施設</li> <li>・建設廃棄物の中間処理施設</li> <li>・建設廃棄物の最終処分場</li> </ul>

### \*資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書(実施書)
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事
1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上
2. 砕石・・・・・・・・・・・・・・・・500t以上
3. 加熱アスファルト混合物・・・200t以上

再生資源利用促進計画書(実施書)
次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事
1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上
2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材
}・・・合計200t以上

○利用量・搬出先調査の調査対象品目は、搬入する建設資材14品目及び、搬出される建設副産物14品目。

○施設調査は、排出される建設副産物のうち、コンクリート塊、建設汚泥等10品目を対象。

## 調査対象品目

### 建設資材【搬入】

- ◆土砂
  - 山砂、山土などの新材
  - 土質改良土
  - 建設発生土
  - 浚渫土
  - 建設汚泥処理土
  - 再生コンクリート砂
- ◆コンクリート
  - 生コンクリート
  - コンクリート二次製品
- ◆木材
- ◆アスファルト混合物
- ◆砕石
  - 鉱さい
  - クラッシュラン
  - ぐり石、割ぐり石、自然石
  - その他の砕石

### 建設副産物【搬出】

- ◆コンクリート塊
- ◆アスファルト・コンクリート塊
- ◆建設発生木材A（木製資材が廃棄物となったもの）
- ◆建設発生木材B（伐木材、伐根材等が廃棄物となったもの）
- ◆建設汚泥
- ◆金属くず
- ◆紙くず
- ◆廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手除く）
- ◆廃塩化ビニル管・継手
- ◆廃石膏ボード
- ◆その他分別された廃棄物
- ◆建設混合廃棄物
- ◆建設発生土
- ◆浚渫土

\* 下線：施設調査での対象品目（10品目）